外航貨物海上保険(契約者を株式会社Cross Line Japan、被保険者を荷主の皆さまとした引受方式)にご加入いただく荷主の皆さまへ (必ずお読みください。)

ご加入時にご注意いただきたいこと

◇この書面では、株式会社Cross Line Japan(以下当社といいます。)が契約者となり、損保ジャパンとの間で締結している外航貨物海上保険の内容に ついての重要な事項を記載しておりますので、十分にご確認ください。

◇この保険は、当社に輸送、通関業務および各種輸出入にかかわる実務を依頼される荷主の皆さま(荷送人)向けの任意でご加入いただく外航貨物海上 保険です。

※こちらの保険内容以外でのご加入を希望される場合は、 当社までお問い合わせください。

当社が損保ジャパンと締結している外航貨物海上保険の主な契約内容は、次のとおりです。この書面では、この保険の内容のうち重要な事項のみを記載して おります。(詳しくは当社までお問い合わせください。)

1. 保険の概要

外航貨物海上保険の概要

国際貿易取引に伴い日本と外国間または外国相互間(それに付随する国 内輸送を含みます。)を船舶・航空機等で輸送される保険の対象となる貨物 (以下、「貨物」といいます。)が、海上・航空輸送中等に遭遇する火災、爆 発、船舶またははしけの座礁・乗揚・沈没または転覆、盗難、破損等の偶 然な事故によって生じた損害を補償する保険です。

2 保険金をお支払いする主な損害

国際貿易取引は世界各国で行われるため、外航貨物海上保険も、どこの 地域でも使用可能でなければなりません。損保ジャパンでは、ロンドン保険 市場で制定された2009年協会貨物約款(Institute Cargo Clauses、以下 ICCといいます。)等を使用して引き受けています。

①海上危険

基本的な条件には3種類の海上輸送用約款ICC(A)、(B)、(C)および 航空輸送用約款ICC(Air)の4種類があります。それぞれについて保険金 をお支払いする主な損害は下表のとおりです。

| - CONTROL OF CONTROL | | | | | | |
|--|---|------|-----|-----|--|--|
| 主な損害の種類 | | 保険条件 | | | | |
| | | В | С | Air | | |
| 火災•爆発 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 船舶・はしけの座礁・乗揚・沈没・転覆 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 陸上輸送用具の転覆・脱線 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 船舶・はしけ・輸送用具の、水以外の他物との衝突・接触 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 避難港における貨物の荷卸 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 投荷 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 波ざらい | 0 | 0 | △注1 | - | | |
| 地震·噴火·雷 | 0 | 0 | • | 0 | | |
| 海水、湖水、河川の水の船舶・はしけ・船倉・輸送用具・コンテナ・保管場所への侵入 | 0 | 0 | △注1 | 0 | | |
| 船舶・はしけへの積込またはそれらからの荷卸中の水没・落下による梱包1個ごとの全損 | 0 | 0 | △注2 | 0 | | |
| 悪意ある行為、破壊行為またはサボタージュ、海賊による損害 | 0 | △注3 | △注3 | 0 | | |
| 雨・雪等による濡れ | 0 | | | 0 | | |
| 破損・まがり・へこみ | 0 | • | • | 0 | | |
| 擦損・かぎ損 | 0 | • | • | 0 | | |
| 虫食い・ねずみ食い | 0 | • | • | 0 | | |
| 盗難・抜き荷・不着 | 0 | • | • | 0 | | |
| 漏出·不足 | 0 | • | • | 0 | | |
| 汚染·混合 | 0 | • | • | 0 | | |
| 共同海損·救助料、継搬費用、損害防止費用 | 0 | 0 | 0 | △注4 | | |
| | | | | | | |

- 〇・・・保険金をお支払いします

- O・・・保険金をお支払いします。
 Δ・・・・下記「注」にしたがい、保険金をお支払いします。
 ●・・・保険金をお支払いしません。
 別途特約を付帯いただいた場合に保険金をお支払いします。
 注1:自動付帯する"追加危険担保約款(Additional Risk Clause for ICC(C))"により、「全損」のみ補償されます。
 注2:自動付帯する"追加危険担保約款(Additional Risk Clause for ICC(C))"により補償されます。
 注3:自動付帯する"2009年貨物海上保険にかかわる追加規定(Supplementary Provisions of Marine Insurance 2009)"により補償されます。
 注4: 共同海場け 航空機による輸送の場合は発生しません。
- 注4:共同海損は、航空機による輸送の場合は発生しません。

②戦争危険・ストライキ危険

戦争危険・ストライキ危険は、協会戦争約款(Institute War Clauses)お よび協会ストライキ約款(Institute Strikes Clauses)により補償されます。

付帯されている主な特別約款およびその概要

- Institute Cargo clauses (A) but Franchise JPY 10,000. per any one accident. … 1回の事故につき、損害額が1万円以上の事故にかぎり 保険金が支払われます。
- •Minimum Premiums for any one Policy or Certificate issued under the Open Policy … 1件の輸送について、最低保険料1,100円となります。

2.保険期間

■海上危険・ストライキ危険

輸出の場合

お申込みの際に指定された地の倉庫または保管場所において、この保険 の対象となる輸送の開始のために輸送車両またはその他の輸送用具に 貨物をただちに積込む目的で、貨物が最初に動かされた時から開始し、 通常の輸送過程にある間継続し、お申込みの際に指定された仕向地の 最終の倉庫または保管場所において、輸送車両またはその他の輸送 用具からの荷卸しが完了した時に終了します。

ただし、上記にかかわらず、下記①から③までのいずれか最初に起きた 時に終了します。

- ①お申込みの際に指定された仕向地到着前にあると仕向地にあるとを問 わず、被保険者もしくはその使用人が、通常の輸送過程以外の保管の ため、または割当もしくは分配のためのいずれかに使用することを選ぶ その他の倉庫もしくは保管場所において、輸送車両またはその他の輸 送用具からの荷卸しが完了した時
- ②被保険者もしくはその使用人が、通常の輸送過程以外の保管のため、 輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用することを 選んだ時
- ③最終荷卸港における貨物の航洋船舶からの荷卸完了後60日(航空機 の場合は30日)を経過した時

- 輸入の場合

被保険者が保険の目的物に対して危険の負担をした時(例えばインコター ムズ2010におけるFOB/CFR条件にて輸入した場合は、「保険の目的物が 仕出地において、本船に積込まれた時」となります。)から開始します。終 期については輸出の場合と同じです。

■戦争危険

海上危険・ストライキ危険と異なり原則として貨物が陸上にある間は補償 されず、貨物(およびその一部についてはその部分)が航洋船舶に積込ま れた時にのみ開始し、最終荷卸港または荷卸地において航洋船舶から荷 卸しされる時、または最終荷卸港または荷卸地に航洋船舶が到着した日 の午後12時から起算して15日を経過する時の、いずれか最初に起きた時 に終了します。

3.保険金額の設定

保険金額は輸出・輸入・三国間輸送ともInvoice価額とします。なお、輸出・ 三国間輸送の場合の保険金額はInvoice(インボイス)と同じ通貨の建値と なりますが、輸入は原則として円建となります。その際の換算率は、原則と して、輸出地において本船が出航した日の、三菱東京UFJ銀行本店の電信 売相場(T.T.S.)の終値(当該日にT.T.S.の終値が公示されなかった場合は、 さかのぼってもっとも近い日のT.T.S.の終値)を使用します。

4.保険料率

- ■海上危険料率(Marine Rate)と戦争危険・ストライキ危険料率(War & Strikes Rate)とに分かれ、保険金額に対する割合(%)で表示されます。
- ■戦争危険・ストライキ危険料率(War & Strikes Rate)は、地域の情勢に よって変動することがあります。
- ■海上輸送される貨物については、使用される船舶が一定の要件(船種・ 船齢・船級等)を満たしていることを前提に海上危険料率を設定して おります。したがって、実際に使用される船舶が一定の要件を満たして いない場合は、割増保険料をお支払いいただいたり、保険条件・料率を 変更させていただくことがあります。

5.保険料のご負担額について

- ■当社が契約者となるこの保険の保険料は、保険金額の他に貨物の種類・輸送経路・輸送用具によって決定されます。具体的な金額ならびに払い込みに関する取扱いにつきましては当社までお問い合わせください。
- ■最低保険料は1輸送につき、1,100円となります。

6.外貨建契約の場合のご注意点

保険契約者が日本の居住者の場合、保険料のお支払いは通常円貨で行われております。したがって、外貨建契約の場合は算出された外貨表示の保険料を円貨に換算することが必要となりますが、この場合の換算率は次のとおりとなります。

原則として、確定通知申込み受付日の前日の、三菱UFJ銀行本店の電信売相場(T.T.S.)の終値(当該日にT.T.S.の終値が公示されなかった場合は、さかのぼってもっとも近い日のT.T.S.の終値)を使用します。

なお、保険金については、支払い保険金の金額につき協定した日の前日の三菱UFJ銀行本店の電信売相場(T.T.S.)の終値(当該日にT.T.S.の終値が公示されなかった場合は、さかのぼってもっとも近い日のT.T.S.の終値)を使用します。したがって、保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合は、為替レートの変動により、円貨でお支払いする保険金が保険契約締結時に比し下回る場合がありますのでご留意ください。

(注)個人のお客さま(個人事業主を除きます。)が保険契約者となる場合は、保険金額を外貨建とすることはできません。

7.ご加入時、ご加入後にご注意いただきたいこと

1 ご加入時における注意事項

- (1)この保険にご加入いただく荷主の皆さまは、「保険申込書(CARGO APPLICATION)」(Marine Quotation(見積書)を含む付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項全般について、当社または損保ジャパンに事実を正確に告げてください。
- (2)ご加入の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、 故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実 と異なることを告げた場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支 払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (注)「対象貨物」、「輸送用具」、「輸送区間」、「ご契約に適用される特別約款等で 規定される告知事項」、「同一貨物に他の保険契約があること」 など

2 ご加入後における注意事項

- (1)次のような場合は、あらかじめまたはただちに、当社までご通知ください。
 - ・「保険申込書(CARGO APPLICATION)」(Marine Quotation(見積書)を含む付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項に変更を生じさせる事実が発生した場合
 - 危険の著しい変更または増加があった事実を知った場合
 - ·ICC第9条、ICC(Air)第7条(運送契約の打切り)により担保の継続 を要請する場合
 - ・ICC第10条、ICC(Air)第8条(航海の変更)により仕向地を変更し、 担保の継続を要請する場合
 - ・ご契約に適用される特別約款等で規定される通知義務事項が発生した場合

また、ご契約者の住所等を変更される場合にも、取扱代理店または 損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。

(2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがありますのでご注意ください。なお、保険の目的物自体の変更については、お引き受けできない場合もありますのでご注意ください。

8.保険金のお支払い

- ■お支払いする保険金の種類は以下のとおりとなります。
- ■の文払いする床院並の種類は以下のとおりとなりま ①貨物に生じた損害
- ①負物に生じた損害に対してご契約いただいた基本条件・特別約款等にしたがって保険金をお支払いします。
- ②費用の損害
 - 上記①のほかに、次の費用に対して基本条件・特別約款等に基づいて 保険金をお支払いします。 ・損害防止費用 ・・・・ 損害の回避または軽減のために、被保険者ま
 - ・共同海損(分担額)・・・共同海損の犠牲損害または費用損害につき、
 - ・共同海損(が担額)・・・・共同海損の犠牲損害または貧用損害につぎ、 荷主たる被保険者が救助された自己の貨物の 価額に応じて分担することになった金額
 - ・救助料 ・・・ 第三者の任意による船舶または貨物の救助行 為に対し、被救助物の所有者がその任意救助 者に支払う報酬
 - ・継搬費用 ・・・ 貨物または輸送用具に保険の支払い対象となる事故が発生し、輸送が途中で打ち切られた場合に、貨物を仕向地へ輸送するために適切かつ合理的に支出された費用(戦争・ストライ

キ危険を除きます。)

■保険金の支払限度額

保険金としてお支払いする額は、1回の事故につき保険金額を限度とします。ただし、損害防止費用については、他の損害額と合算して保険金額を 超過した場合でも、これをお支払いします。

9.保険金をお支払いできない主な場合

- (1)次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
 - ①被保険者の故意の違法行為
 - ②貨物の通常の漏損、重量もしくは容積の通常の減少または自然の 消耗
 - ③梱包または準備の不十分または不適切(ただし、その梱包または準備が、被保険者もしくはその使用人によって行われる場合またはこの保険の危険開始前に行われる場合にかぎります。なお、「梱包」にはコンテナへの積付けを含むものとし、「使用人」には独立した請負業者を含みません。)
 - ④貨物の固有の瑕疵(かし)または性質
 - ⑤遅延(ただし、共同海損および救助料として支払う費用を除きます。)
 - ⑥船舶の所有者、管理者、用船者または運航者の支払不能または金 銭債務不履行(ただし、貨物を船舶に積み込む時に、被保険者がそ のような支払不能または金銭債務不履行が、その航海の通常の遂 行の妨げになり得ると知っているか、または通常の業務上当然知っ ているべきである場合にかぎります。)
 - ⑦原子核分裂および/もしくは融合もしくはその他類似の反応または放射能もしくは放射性物質を利用した兵器または装置の使用(直接であると間接であるとを問いません。)
 - ⑧船舶もしくははしけの不堪航、または船舶もしくははしけが貨物の安全な運送に適さないこと(ただし、被保険者が、貨物がこれらの輸送用具に積み込まれる時に、その不堪航または安全な運送に適さないことを知っている場合にかぎります。)
 - ⑨コンテナまたは輸送用具が貨物の安全な運送に適さないこと(ただし、これらの輸送用具への積込みが、この保険の危険開始前に行われる場合、または被保険者もしくはその使用人によって行われ、かつ、これらの者が積込みの時に運送に適さないことを知っている場合にかぎります。)
 - ⑩貨物の保管中に発生したテロ行為(注)または政治的・思想的・宗教的 動機から活動する一切の者による損害
 - ⑪放射能汚染(ただし、核燃料以外のラジオ・アイソトープは、それが商業用、農業用、医療用、科学用またはその他の同様な平和的目的のために作られ、輸送・保管・使用される場合は除きます。)、化学兵器・生物兵器・生化学兵器・電磁兵器
- ②サイバー攻撃により生じた損害(荷主の皆さまが事業者(個人事業主を含みます)の場合に限り適用します。)
- (注)テロ行為とは、合法的にあるいは非合法に設立された一切の政体を、武力または暴力によって転覆させあるいは支配するために仕向けられた活動を実行する組織のために活動し、あるいはその組織と連携して活動する者の行為によって生じるものをいいます。

(2)次の場合、保険のお引受けおよび保険金のお支払いができません。 保険会社が国際連合の決議にもとづく制裁、禁止もしくは制限を受ける 恐れがあるとき、または欧州連合、日本国、連合王国もしくはアメリカ合 衆国の通商もしくは経済に関わる制裁、法律もしくは規則における制裁、 禁止、制限を受ける恐れがあるとき

詳しくは、2009年協会貨物約款(Institute Cargo Clauses)、協会戦争約款(Institute War Clauses)、協会ストライキ約款(Institute Strikes Clauses)およびご契約に適用される特別約款等をご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

10.事故が起こった場合

- (1)事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご 通知ください。海外における事故の場合は、保険証券あるいは「包括予 定保険(Open Policy)」または「特約書(Open Contract)」に記載のクレーム・エージェントまで、ご通知ください。ただちにご通知いただけな かった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (2)保険金のご請求にあたっては、以下の書類等のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

| | 必要となる書類 | 必要となる書類の例 |
|---|--|--|
| 1 | 保険金請求書 および保険金 請求権者が確 認できる書類 | 保険証券正本(Original Insurance Policy)、保険金請求書 (Claim Note)、委任状 (Power of Attorney)など |
| 2 | 事故日時・事故 原因および事 故状況等が確 認できる書類 | 運送人への事故通知(Claim Notice to Carriers)、 運送人からの回答状(Reply from Carriers)、事故 状況説明書/契約運送人の原因調査報告書・現認 書(Damage Report)、貨物受渡あるいは開梱時の 状況を証する書類(Cargo Boat Note、Landing Report、Devanning Report、Equipment Receipt、 Remark on Delivery Documentsなど)、盗難届出受 理書 (Police Report) など |
| 3 | 貨物の価額、損害の額、損害の 程度の範囲、復 程の範囲、復 で を で で きる 書類 | (1)被保険貨物に関する事故の場合 送り状 (Invoice)、包装明細書(Packing List)、損害 品検査書 (Loss/Damage Inspection Report)、修理 等費用見積書あるいは請求書 (Repair Costs Estimate、Repair Costs Invoice)、諸費用請求書、 写真、サーベイ・レポート(Survey Report:被保険 者からサーベイ手配した場合のみ)など 2)共同海損あるいは救助に関する事故の場合 共同海損宣言書 (General Average Declaration)、 共同海損盟約書 (General Average Bond)、積荷価 格申告書 (Valuation Paper)など |
| 4 | 保険の対象となる貨物であることが確認できる 書類 | 送り状 (Invoice)、船荷証券 (Bill of Lading)または 航空運送状 (Air Waybill)、あるいはその他運送状 (Waybill)、運送契約書 など |
| 5 | 公の機関や関係先などへの 調査のために 必要な書類 | 同意書 など |

- (注)事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠 の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (3)賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故などにかかわる示談に つきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめ ください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の 全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。 また、保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った 後にお支払いします。
 - (注)この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談 につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者 ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

11. 保険会社破綻時の取扱い

- ■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは 財産の状況に照らして事業の継続が困難になり、法令に定める手続き に基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保 険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ■この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損 保ジャパンまでお問い合わせください。

12. 個人情報の取扱いに関する事項

保険契約者(当社)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供 します。

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- (①損保ジャパンが、上記業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、 等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けること があること。
- ③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、 再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等 への提供を含みます。)があること。
- ④損保ジャパンが、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業 が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、 保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

損保ジャパンの個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。

| 13. クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)について

この保険は、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象とはなりませんのでご注意ください。

14.ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に、お客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険内容がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項が正しく記入されていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の項目について再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、当社までお問い合わせください。

ご加入いただく内容がお客さまのご意向に沿ったものかどうか、契約 内容をよくご確認ください。

- ※当初のご意向とお選びいただいたプランや条件が相違する場合は 特にご注意ください。
 - ・補償の内容(この保険の対象となる貨物、保険金の種類や保険金をお支払いする場合)
 - ・保険金額(ご契約金額)
 - 保険期間
 - ・保険料・お支払方法(保険料払込み方法)
- 2 ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。
 - ・「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認 いただきましたか。
- 3 お客さまにとって重要な事項をご確認いただきましたか。
 - ・特に「保険金をお支払いできない主な場合」等、お客さまにとって 不利益となる事項や、「ご加入時、ご加入後にご注意いただきたい こと」に関する事項については、必ずご確認ください。

15. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口◆おかけ間違いにご注意くださし

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

ナビデクル。

0570-022808

〈通話料有料〉

〈受付時間〉

平日:午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(https://www.sonpo.or.jp/)

●輸入貨物に事故が起こった場合

輸入貨物に事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは 取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、 下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

平日:午後5時~翌日午前9時

土日祝日:24時間

(12月31日~1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

この書面は株式会社Cross Line Japanが契約者となり、損保ジャパンとの間で締結している外航貨物海上保険の概要を説明したものです。

【当社お問い合わせ先】

株式会社Cross Line Japan 担当:山下(やました) 〒275-0011 千葉県習志野市大久保4-11-7 三上マンション207 TEL047-409-0064

受付時間:平日午前9時~午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業) 取扱代理店:株式会社Cross Line Japan

〒275-0011 千葉県習志野市大久保4-11-7 三上マンション207

TEL047-409-0064

受付時間:平日午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社

浜松支店 浜松支社 担当:牧原(まきはら) 〒430-0927 静岡県浜松市中区旭町12-1 遠鉄百貨店新館事務所フロア11F

TEL053-454-7281

受付時間:平日午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)